

## 年金受給者のための 所得税等確定申告事前相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の事前相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

とき(2月) 9:30~11:30、13:30~15:30	ところ
5日(火)	白山公民館
6日(水)	久居総合福祉会館
7日(木)・8日(金)	市河芸庁舎
13日(水)・14日(木)・15日(金) ※9:15~11:15、13:30~15:30	三重県教育文化会館 本館5階

※6日の久居総合福祉会館と、3月12日~15日の出張会場は場所が異なりますのでご注意ください。

### 公的年金等の収入金額が 400万円以下の人の申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告書を提出する必要はありません。この場合でも、所得税等が還付になる人は、確定申告書が提出できます。確定申告書を提出しない場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

また、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加がある場合(医療費、生命保険料、扶養の追加、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを納付書または口座振替により納付している社会保険料)は、市民税・県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないの、それらの控除を受け取る場合は、市民税・県民税の申告が必要です。  
※ただし、外国の法令に基づく公的年金などを受け取る場合や他の人と重複して扶養している人の扶養を取り消す場合などは、確定申告が必要になる場合があります。

### 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

所得税や市民税・県民税の申告書の提出の際には、次の2つが必要です。

- マイナンバー(12桁)の記載
- 本人確認書類の提示または写しの添付

※マイナンバーについては、市民課マイナンバー担当(☎229-3198)へお問い合わせください。

## 住宅を取得などした人のための 所得税等確定申告事前相談会

と き 2月13日(水)・14日(木)・15日(金)  
9時15分~11時15分、13時30分~15時30分

ところ 三重県教育文化会館本館5階

対象 平成30年中に家屋の新築または新築住宅を取得した人で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、平成30年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
- 平成30年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

### 市民税・県民税の申告

平成31年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をすれば市民税・県民税の申告は不要です。

昨年度、市民税・県民税の申告をした人などには1月下旬に申告書を発送します。申告書は郵送でも提出できますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒に切手を貼って市民税課へ郵送してください。その際、所得や控除の証明となる資料を必ず同封してください。

ただし、申告書が届かない場合でも、申告が必要な人は申告してください。

### 便利な「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を誰でも簡単に作成することができます。

平成30年分の所得税の確定申告からは、マイナンバーカードやICカードリーダライタがない人も「ID」と「パスワード」(税務署で事前に手続きが必要)を使用してe-Tax(電子申告)で確定申告ができるようになりました。e-Taxで確定申告すると「税務署に行く手間がかからない」、「添付書類は提出不要」などたくさんのメリットがあります。

### 申告や納税に関する問い合わせ

申告や納税に関する相談や問い合わせについては、津税務署(☎228-3131)へ電話すると自動音声で案内しています。相談内容に応じて該当する番号を選択してください。